

視点3 「福祉施設から企業へ」向かう流れ

行動 6

福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

都内には、福祉施設における就労の場として、従前の授産施設、小規模作業所のほか、障害者自立支援法に基づき新たに設置された就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があります。

その福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターなどにつなげていく仕組みや支援技術の向上を目指します。

そのため、福祉施設の職員が、利用者への、いわゆるキャリアカウンセリング（※）を実施していきます。

また、区市町村障害者就労支援センターに配置されている地域開拓促進コーディネーターは、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

※ キャリアカウンセリング

個人のキャリア形成に関する悩みを解決する相談やサポート。雇用環境や労働市場を熟知したキャリアカウンセラーが、スキルやキャリアを活かした仕事への就労を支援するもの。

（福祉施設、就労支援機関）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
<p>6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置 (拡充)</p> <p>「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、企業等に対し障害者雇用の意識付けを行う。</p> <p>【補助単価】 1所 1,929千円(年間)</p>	16区市に設置	20区市に設置	23区市に設置	<p>28区市に設置</p> <p>平成23年度末までにすべての区市で設置することを目指す。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター</p>
<p>6-2 キャリアカウンセリングの普及</p> <p>福祉施設職員がキャリアカウンセリングの手法を習得し、利用者へ実施する。</p>		<p>「16 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 147名受講</p>	<p>「16 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 113名受講</p> <p>区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 44名受講</p>	<p>「16 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施</p> <p>区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施予定</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 就労移行支援事業者 区市町村障害者就労支援センター</p>

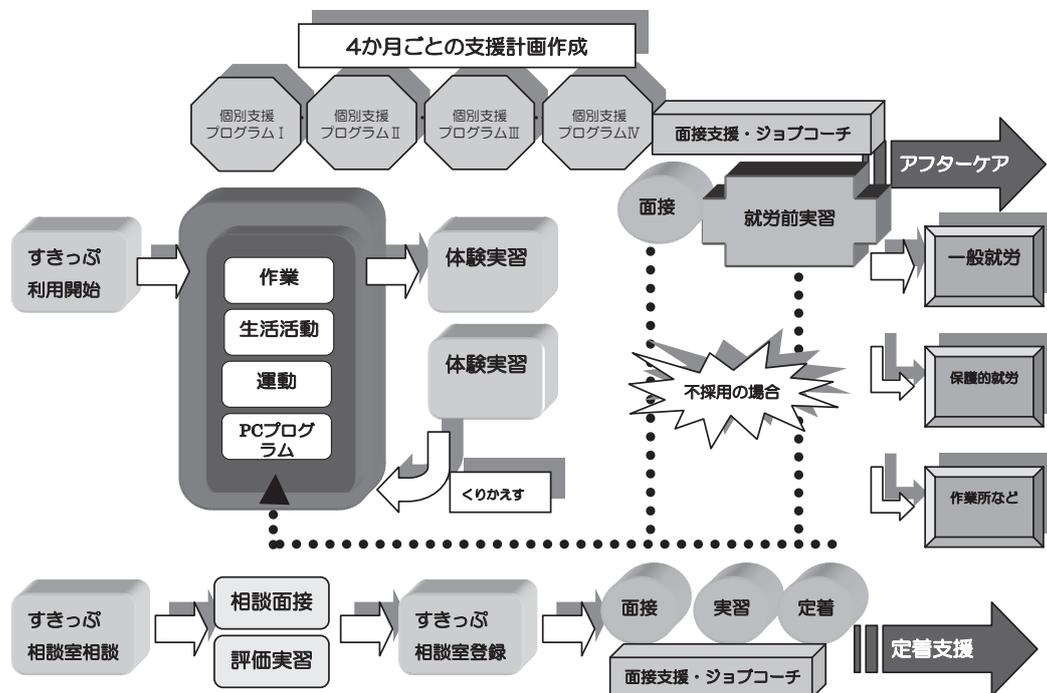
視点4 福祉施設の事業者を支援

行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

先駆的に就労支援を実施している障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関、また、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどの専門的広域的な支援機関は、これまでに多くの就労支援ノウハウを蓄積しています。

こうしたノウハウについて、互いのセンターや、就労移行支援事業者をはじめとする福祉施設に提供することなどにより、福祉施設の従事者の人材育成を図り、地域全体の就労支援力を高めていきます。

<例 世田谷区立知的障害者就労支援センター すきっぷ 就職までの流れ>



※ 世田谷区の「すきっぷ」では、高い就労移行率を保持していますが、その推進力になっているのが、4か月毎の個別支援プログラムの作成・実施と、それぞれに対応した体験実習の展開です。

(就労支援機関、福祉施設、東京障害者職業センター、東京都)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
<p>7-1 就労支援体制レベルアップ事業</p> <p>区市町村障害者就労支援事業や就労移行支援事業所の支援員を対象に障害者の就労支援を行ううえで必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行う。</p> <p>【規模】 100名 3日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p>	<p>100名規模 3日間実施</p>	<p>4日のカリキュラムを対象者の地域を分けて5回実施</p> <p>【規模】147名 4日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p>	<p>4日のカリキュラムを対象者の地域を分けて4回実施</p> <p>【規模】118名 4日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p> <p>2日のカリキュラムを中堅職員向けに1回実施</p> <p>【規模】44名 2日間</p> <p>【対象】 区市町村障害者就労支援センター中堅職員</p>	<p>区市町村障害者就労支援事業や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者の支援員の技術の向上を図る。</p> <p>従来の東京障害者職業センターとの合同研修に加え、区市町村就労支援事業の中堅職員向け研修（キャリアカウンセリング研修等）を引き続き実施し、地域における支援機関のセンター機能を強化する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>
<p>7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供</p> <p>（拡充）</p> <p>福祉施設等に対し、就労支援方法に関する技術的な助言や援助を積極的に行うほか、就労移行支援事業者の就労支援員等を対象に、就業支援に必要な基本的知識・技術等を付与するための研修を行う。</p> <p>【規模】 3日間の研修を5回（各30名）</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者の就労支援員が重点対象 その他福祉、医療等の機関において就業支援を担当する職員</p>	<p>21年度 新規事業</p> <p>※前身の「就業支援基礎講座」は、30名規模、2日間の講座を3回実施</p>	<p>30～40名規模：4日間の研修を5回（うち本所管内：3回、支所管内2回）</p> <p>※東京都福祉保健局の「障害者就労支援体制レベルアップ事業」との共催</p>	<p>○東京都福祉保健局の「就労支援体制レベルアップ事業」とタイアップし、「就業支援基礎研修」として、30名規模の4日間の研修を4回（うち本所管内：3回、支所管内1回）開催。 参加者数 112名</p> <p>○そのほか、就労支援機関からの個別ニーズに応じたオーダーメイド型の研修を5機関に対して実施。</p>	<p>○東京都福祉保健局の「就労支援体制レベルアップ事業」とタイアップした「就業支援基礎研修」の開催（30名規模3回）</p> <p>○就労支援機関からのニーズが多いテーマを設定した「就労支援課題別セミナー」の開催（テーマ例：「事業所に対するわかりやすい障害特性の伝え方」 30名規模7回）</p> <p>○職業準備支援やジョブコーチ支援等職業センターの実際の支援場面への参加による「オーダーメイド型研修」の実施</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

行動 8

効果的な就労支援ツールを普及させます。

各就労移行支援事業者、就労支援センター等が使用している就労移行支援プログラムや職業評価（アセスメント）、マッチングなどの支援ツールなどは、それぞれの機関の創意工夫のもとに作成されています。

東京都は、このような就労移行支援プログラムなどの各種支援ツールについて、事例集を作成し、各就労支援機関に情報提供することにより普及させ、全体の就労支援事業のレベルアップを図っていきます。

（就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都）

<コラム1>

受け入れ側の企業と送り出し側の福祉施設のミスマッチの解消

（受け入れ側）

◆障害者雇用の阻害要因

- ・ 障害者に適した職務がない（60.6%）
- ・ 建物のバリアフリー化などが進んでいない（43.3%）
- ・ 障害者雇用のノウハウが乏しい（28.9%）
- ・ 企業が求める知識・技能を有する障害者が少ない（27.0%） など

◆期待する公的支援

- ・ 各種助成金の拡大（42.3%）
- ・ 障害者の作業能力に関する情報提供（35.9%） など

平成19年3月 全国中小企業団体中央会
「中小企業における障害者雇用実態調査」より

（送り出し側 通所施設）

◆一般就労の阻害要因

- ・ 日々の作業指導で工賃を確保するので、精一杯である。
- ・ 職業訓練する余裕がない。
- ・ 作業能力のある障害者が一般就労すると、施設全体としての作業効率や工賃が低下する。
- ・ 利用者に対し、一般就労への意欲を引き出していない。

平成19年度 事業者へのヒアリング等より

事業名・事業内容	平成20年度 実 績	平成21年度 実 績	平成22年度 実 績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
<p>8-1 支援プログラム(職業評価等)の普及 拡充</p> <p>職業評価等の支援ツールについて各就労支援機関に情報提供する。</p>	<p>「就業支援基礎講座」における冊子の配布と活用方法の講義実施</p>	<p>就業支援基礎研修等において、左記「就労支援のためのチェックリスト活用の手引き」を就労移行支援事業者等に紹介、普及し、就労支援のレベルアップを図った。</p>	<p>就業支援基礎研修において、「就労支援のためのチェックリスト活用の手引き」を就労移行支援事業者等に紹介、普及し、就労支援のレベルアップを図った。</p> <p>また、「トータルパッケージ」を活用した職業評価に係る研修会、「高次脳機能障害者に対する評価」についての研修会を開催し、職業評価技法についてのノウハウを提供した。</p>	<p>○7-2課題別セミナーにおいて、職業評価をテーマとした研修を1、2回開催。</p> <p>○就業支援基礎研修を受講した就労支援センター等の職員を対象に職業準備支援場面を活用した実習を行い、実践的なアセスメントスキルを提供する。</p> <p>(例：職業センター内で職業評価の場面に就労支援センター等の職員に同行してもらう等)(前述7-2オーダーメイド研修の一環)</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

視点5 精神障害者の就労促進にアタック

行動9

精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。

精神障害者のグループ就労の取組は、作業所等への委託契約により直接雇用でない場合もありますが、一般就労へのステップとして、有効であると考えられます。そこで、ひとつの就労形態として紹介し、推奨していきます。

また、精神障害者は、心身が疲れやすい場合が多いので、当初は休憩を多く、労働時間を短くするなどして、時間をかけて仕事に慣れてもらう必要があります。そのためには、雇用主や支援者は、医療機関のスタッフに、あらかじめ障害状況や対処方法を聞いておくなど、医療機関との連携が重要です。

このような本人、支援機関、企業と医療機関との連携の好事例を紹介し、就労を促進していきます。

また、うつ病などで休職している方に対して、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどにより、復職支援をしています。

(東京都、就労支援機関、東京障害者職業センター)

<ヤマト運輸(株)の事例>

【障がい者によるクロネコメール便配達事業】 ～地域に密着した仕事を！

【障害のある従事者数】 1,045名 ※平成20年1月1日現在

一般就労への
足がかり

- 施設・作業所とヤマト運輸(株)との委託契約による就労で、全国281施設・作業所毎のグループ就労という形態を取り、精神障害のある方が多く働いている。
- 配達委託単価(賃金)は、健常者と同じで、障害者の自立を促進している。
- ヤマトのユニフォームを着用し、地域の人々と交流しながら、誇りをもってメール便の配達業務に従事している。

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
9-1 精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布 精神障害者を雇用して成功している事例などを集めてリーフレットを作成し、広く事業主に配布することで、雇用を検討する際の参考にしてもらう。	10,000部	ハローワーク・障害者就業・生活支援センター・区市町村障害者就労支援センター等関係機関や、事業主団体を通じて事業主等に配布し普及啓発を図った。			【事業所管】 東京都
9-2 東京ジョブコーチ支援事業 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	ジョブコーチ数 20名 支援開始数 67件 稼働延日数 234日	ジョブコーチ数：40名 支援開始数：271件 稼働延べ日数：2,699日	ジョブコーチ数：60名 支援開始数：516件 稼働延べ日数：4,401日	ジョブコーチに対するレベルアップ研修及びフォローアップ研修を行い、困難事例に対応できるよう知識・技能を身に付けられるようにする。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
9-3 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化 医療機関、保健福祉機関、事業主団体、産業保健機関等の識者を委員とした「精神障害者雇用連絡協議会」を開催する。 【開催回数】 4回	4回	開催回数：4回	開催回数：3回	協議会委員や協議会の内容の構成を見直し、精神障害者の雇用支援全体の充実強化を図る。	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-4 精神障害者の職場復帰支援の推進 職場復帰支援（リワーク支援）の実施体制を拡充して実施するとともに、復職支援の困難事案に対しては障害者職業総合センターの研究・技法開発の成果を活用した支援を効果的に実施する。	職場復帰コーディネーター 114名 リワーク支援 79名	職場復帰コーディネーター：280名 リワーク支援：186名	職場復帰コーディネーター：373名 リワーク支援：347名	リワーク支援プログラムの検証を行い、地域の医療機関等へ職業リハビリテーションとしてのリワーク支援のノウハウを提供する。	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-5 精神障害者の雇用継続支援の推進 雇用支援ネットワークを活用し、各関係機関との緊密な連携による精神障害者に対するジョブコーチ（東京障害者職業センター配置型職場適応援助者及び第1号職場適応援助者）による支援を積極的に実施する。	57名	62名	57名	1号法人とのペア支援の強化。ジョブコーチ推進協議会等において支援スキルの向上を図るための学習をさらに進める。	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-6 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」 通院しながら就労（復職）を希望する精神障害者を対象に、医師等専門職員のサポートにより、就労支援に向けたプログラムを提供する。	108名	105名	112名	(1)「ワークトレーニングコース」就労を目指す方のコース（主にうつ病コース・主に統合失調症コース） (2)「リターンワークコース」休職中の方が復帰を目指すコース（主にうつ病コース・主に統合失調症コース）	【事業所管】 東京都
9-7 事業の紹介（精神障害者雇用安定奨励金） 追加 精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、「精神障害者雇用安定奨励金」を支給し、精神障害者の雇用を促進し職場定着を図る。 ★精神障害者雇用安定奨励金の種類 ①精神障害者支援専門家活用奨励金 ②社内精神障害者支援専門家養成奨励金 ③社内理解促進奨励金 ④ピアサポート体制整備奨励金	22年度 新規事業		各種雇用支援セミナー、精神障害者の職業紹介時に周知、利用勧奨 精神障害者雇用安定奨励金支給決定数：0件	企業向けの各種雇用支援セミナー等あらゆる機会を通じて、制度の周知を図り、積極的な利用を促進する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
9-8 精神医療機関就労支援研修事業 新規 精神科医療機関従事者向けに障害者就労支援に関する研修を実施し、精神障害者の就労促進を図る。 4法人に委託 1法人当たり 3,000千円		23年度 新規事業	23年度 新規事業	カリキュラム：就労支援技法の習得を目指し講義と事業所又は障害者が働く現場見学を実施する。	【事業所管】 東京都

行動10

「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援センター等は、国の「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」（対象雇用6か月以上12か月以内：週10時間以上20時間未満）（※）の活用を積極的に企業等にPRし、精神障害者の雇用を促進していきます。

※ 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」は、平成20年度に開始された国の制度です。

精神障害者を試行的に雇用し、短時間の就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら徐々に就業時間を延ばしていく「ステップアップ雇用」に取り組む事業主を支援するものです。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関）



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
10-1 事業の紹介 精神障害者の特性を踏まえ、一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し、「ステップアップ雇用奨励金」を支給し、精神障害者及び事業主の相互理解を促進し、雇用機会の確保を図る。	平成21年4月1日 雇用期間及び週所 定労働時間の改正	各種雇用支援セミナー、精神障害者の職業紹介時に周知、利用奨励 ステップアップ雇用開始者数： 31名	各種雇用支援セミナー、精神障害者の職業紹介時に周知、利用奨励 ステップアップ雇用開始者数： 27名	企業向けの各種雇用支援セミナー等あらゆる機会を通じて、制度の周知を図り、積極的な利用を促進する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局